

令和五年十月

令和五年九月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目 次

議案第三十号 訴えの提起について

.....
1頁

議案第三十号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和五年十月十三日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

訴えの提起について

文京区は、次のとおり訴えを提起する。

一 件名

不当利得返還等の請求に関する民事訴訟

二 相手方

三 概要

保険医療機関の開設者及び管理者である相手方は、入院病棟における夜勤を行う看護職員の配置について施設基準を満たしていないにもかかわらず、平成二十八年六月から令和二年一月までの療養の給付等に係る診療報酬を請求し、これを不当に受給した。

このため、文京区は、相手方に対し、令和五年一月六日を期限として当該診療報酬の返還を請求したが、相手方は、当該請求分に関して一部の返還義務の否認と、その余について八割の減額の提案等を行ってきており、当該期限を過ぎた後も支払はなされていない。

四 請求の趣旨

- (一) 相手方に対し、主位的に不当利得の返還を、予備的に不法行為に基づく損害の賠償を求めるとともに、これらに対する利息又は遅延損害金を支払うことを求める。
- (二) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- (三) 仮執行の宣言を求める。

五 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

